

## 病休をとろう②

# 不妊治療

Q. どのような規定ですか？

不妊症と診断された場合では病休の対象とはなりませんが、治療の内容が子宮内膜症等の病気の治療の場合は病休の対象になります！



Q. 不妊治療は病気休暇の対象になりますか？

A. なる場合もあります。

さいたま市は……

「不妊症にかかわる治療について、その性格上、長期間にわたる場合もあることから、規定(規則第23条第3項第3号)による病気休暇の対象とする。」と、あります。



Q. 不妊治療休暇がある自治体はありますか？

茨城県には1年間の「長期不妊治療休暇制度」があります。代替もつきます。安心して治療に専念できますね。  
(2016年実現)